

土地 使用 承諾 書

私が所有する次の土地が存する私道に和歌山市が公共下水道を設置すること、及び公共下水道を設置するために支障となる既存地下埋設物を移設することについては、次の事項を確認したうえで、土地所有者及び道路管理者として承諾いたします。

また既存地下埋設物を移設するために、本土地使用承諾書を既存地下埋設物管理者へ提供することについても異議ありません。

1 土地の表示

2 確認事項

- (1) 設置する公共下水道の所有権及び管理者は和歌山市とします。
- (2) 公共下水道の設置期間は、当該公共下水道の存続期間とします。
- (3) 公共下水道の存続期間中は、当該公共下水道に支障を及ぼす建物又は、工作物を設置しません。
- (4) 設置した公共下水道の管理保全のため和歌山市が必要とする場合は、土地への立ち入り及び工事等を行なうことについても承諾します。
- (5) 今後、新たに当該公共下水道を利用する使用者が生じた場合においても異議はありません。また、その利用のために行う工事についても承諾します。
- (6) 設置に伴う地代は無償とします。
- (7) 工事完了後の復旧方法については原形復旧とし異議申し立ていたしません。また、原形復旧後の境界等の問題については私方において解決します。
- (8) 公共下水道を設置完了後において、当該土地の利用状況の変更等により公共下水道の位置等を変更又は廃止しようとするときは、あらかじめ公営企業管理者と協議します。この場合に要する費用は原因者で負担するものとします。
- (9) 公共下水道工事完了後の当該私道における公共下水道施設以外についての管理は従来どおり私方で行います。
- (10) 所有権の変更等権利に変更が生じた場合には、この承諾書の事項について継承するようにします。

年 月 日

(宛先)
和歌山市公営企業管理者

土地所有者 住所
氏名

Ⓜ